

2023年4月14日

契約者様

日本生命保険相互会社

### 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払い等について

この度の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博。以下、「当社」といいます。）は、2023年5月8日以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下、「みなし入院」といいます。）を収束いたします。

#### <今般の見直しの背景等>

2023年1月27日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

当該位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。このため、上記のとおり、「みなし入院」による入院給付金等の支払対象の特別取扱を見直すことといたしました。

なお、今般の特別取扱の見直しは、政府による新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施いたします。本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡いたします。